（様式2）

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度：令和7年度】

※1～5：所管課記入、6：指定管理者記入、7～8：指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入

所管課	都市計画課
指定管理者	株式会社かまいしDMC

1 施設名等

施設名	釜石祈りのパーク（駐車場含む）
住所	釜石市鵜住居町四丁目地内
電話番号	0193-27-5666
ホームページ	https://unosumai-tomosu.jp/inorinopark.html

2 施設の概要

設置年月	平成31年7月	根拠条例等	釜石祈りのパーク条例
設置目的	慰霊・追悼施設として、東日本大震災の犠牲者を慰霊及び追悼するとともに、震災の教訓を将来へ伝えること。		
施設内容	①東日本大震災慰霊碑（震災で犠牲になられた方々の芳名を刻んだ芳名板を設置し、慰霊のための献花台を備える慰霊碑。） ②津波高のモニュメント（震災の記憶を後世に伝えるため、鵜住居駅前地区における津波浸水高（海抜11m）を表すモニュメント。） ③防災市民憲章碑（あらゆる災害から未来の命を守るため、市民総意の誓いとしてつくられた「釜石市防災市民憲章」を刻んだ碑。） ④防災センター跡地碑（震災発生時、多くの方が避難し、犠牲となった鵜住居地区防災センターの跡地であることを記す碑。） ⑤駐車場		
利用料金	1時間あたり1,000円（税抜き）（利用料金の減免あり）		
営業日等	年中無休とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、休場日を設けることができる。		
営業時間	供用時間は、0時から24時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と求めるときは、これを制限することができる。		

3 指定管理者

指定管理者名	株式会社かまいしDMC
選定方法	公募(応募者数：1)
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 （5 年間）

4 指定管理料(決算ベース)

令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	差 (B) - (A)
2,790 千円	2,790 千円	0 千円

5 指定管理者が行う業務

(1) 管理物件の利用の許可に関する業務
(2) 管理物件の施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) トモスの一体利用に関する業務
(4) 管理物件及びトモスの一体利用に関する事業の相談に関する業務
(5) 管理物件及びトモスの一体利用に関する事業の企画及び実施に係る業務
(6) 管理物件の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
(7) 前各号に掲げるもののほか、管理物件の設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

6 利用実績等

(1) 利用実績 （単位：人、件、%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	1,636	2,244	2,082	2,631	3,325	2,409	2,806	2,486	1,967	1,103	1,859	3,413	27,964
令和7年度 (B)	2,250	2,342	2,490	2,507	4,132	3,412	3,671	2,817	1,251	1,094	1,406	3,283	30,655
増減数 (B) - (A)	614	98	408	-124	807	1,003	865	331	-716	-9	-453	-130	2,691
主な増減要因等	入場者数のカウントができないため、「いのちをつなぐ未来館」と同数とした。 未来館との一体利用の観点から、館内ガイドの依頼があった際には、同時に釜石祈りのパークも案内できるようにう努めている。												

(2) 利用料金収入　　(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減数 (B) - (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な増減要因等													

(3) 利用料金の見直し状況(対前年度比)

見直しの有無	有　・　(無)
(有の場合)見直し内容	

(4) 営業日・時間の見直し状況(対前年度比)

総営業日数	令和6年度 :	365 日
	令和7年度 :	365 日
総営業時間	令和6年度 :	8,760 時間
	令和7年度 :	8,760 時間
見直しの有無	有　・　(無)	
(有の場合)見直し内容		

(5) サービス向上のため実施した内容

・来場された方々が心地よく穏やかに慰霊、追悼を行えるよう、その環境を維持するための巡回を日々実施した。
・来場された方から問い合わせや意見などがあった場合は、速やかに市担当課へ報告するとともに、当方で対応できる案件に関してはスタッフが即時応対した。
・地域や学校との協働で釜石祈りのパークや駐車場の環境整備活動を行った(年2回)。また、専門事業者への業務委託による草刈り作業や木々の剪定作業を実施し、より良い環境となるように努めた(年3回)。
・3月11日の追悼式典が執り行われる際には、市担当課と連携しスタッフを適宜配置、来場者による一般献花の受付や誘導など円滑な運営のためのサポートに尽力した。
・積雪や凍結があった際には、即時に除雪や融雪剤を散布し、安全確保に努めた。

(6) 利用者の主な声とその対応状況

・トモス連絡協議会の委員より、「薄墨加工している芳名の文字が年々見づらくなっているのではないか、仮にその事実が認められた場合は対応を検討してほしい」といった課題提起があったものの、市担当課が未掲示のものと比較検証した結果、遜色ないことが確認できた。
・芳名版について、家族の名前を見つけられないという場合や隙間が空いている理由などの問い合わせがあった場合は、その都度スタッフが適切に対応した。
・津波高モニュメントの11mという表示から、想像していた以上に高かったという声や津波の脅威を感じることができたという声をいただいた。(スタッフが案内する際には、来場者の目線を上げていただき、津波高モニュメントについても説明するようにしている。)
・広場でのイベント開催や体育館でのスポーツ大会、鵜住居小学校や東中学校の行事など、駐車場の大型利用が見込まれる場合や利用がかち合いそうな場合には、事前に体育館や利用者と連携を取りながら柔軟に対応した。

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)　※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

評価項目	指定管理者	評価	所管課	評価	指定管理者評価委員会最終評価
施設の目標に沿った管理運営	管理運営計画に沿った、適切な施設運営を行うことができている。	B	東日本大震災の犠牲者を慰霊・追悼するとともに、震災の教訓を将来に伝えることを目的とした管理運営が行われている。	B	A
平等な利用の確保	平等や公平性の確保を常に意識しながら、お客様対応を行っている。	A	利用者の平等や公平性の確保に努めた対応を行っている。	B	B
利用者サービス向上の取組み	未来館のガイドや視察対応があった際は、お客様の時間が許す範囲でできるだけ祈りのパークもご案内するように努めている。また、祈りを捧げる場としての環境整備については、日頃から強く意識し、継続し取り組んでいる。	B	未来館と祈りのパークの一体的な利用促進に努めるとともに、祈りを捧げる場としての環境整備に取り組んでいる。	B	B
自主事業の実施	草刈り、芳名版や各モニュメントの清掃などの環境整備活動については、地域との協働や専門事業者への作業委託により定期的に実施した。また、3月11日を前にした時期には、釜石東中学校3年生にも協力いただき、活動終了後には合唱を披露いただくことが恒例となっている。	A	地域との協働による定期的な環境整備活動や、中学生を交えた活動や活動後の合唱披露など、良好な事業の効果がみられる。引き続き地域を巻き込んだ活動をお願いする。	A	A
職員・管理体制	朝の巡回点検に加え、防犯カメラによる監視、記録を行うことで、安心・安全で清潔な施設、祈りをささげる場としてふさわしい環境づくりに努めている。	A	限られた人員体制での安全確保や維持管理業務が実施されている。	A	A
収支状況	環境整備における夏場の草刈りについては、弊社による実施のほか、地域との協働により実施することで、作業委託費の支出を抑制している。	B	昨年に引き続き、予算内での収支状況となっており、指定管理者の努力がみられる。引き続き適正な収支計画及び予算執行をお願いする。	B	B
今年度(令和7年度)の取組み	3月11日の式典開催時においては、市による円滑な運営のため積極的に協力した。また、6月、10月には草刈り作業を外部への委託で実施し、更なる環境の美化に努めた。	B	環境美化のため、令和6年度から実施した草刈り作業の業務委託について、令和7年度も計画的に実施したことにより、成果があげられた。	A	A
総合評価	祈りをささげる場としてふさわしい環境づくり、利用者が常に安心して利用いただける環境の維持に努め、市や地域、学校との連携により適切に管理運営を行うことができている。	B	利用者に慰霊・追悼にふさわしい環境を提供するため、一貫して施設の環境整備に努めた。また、地域や中学生との協働・連携を通じて良好な関係性を構築し、円滑で効果的な施設管理運営を行った。	B	B

〈評価分類〉A：仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B：おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。
C：仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D：仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

項目	指定管理者	所管課	指定管理者評価委員会
制度の効果	当施設は慰霊、追悼する場としてふさわしい環境づくりがを肝要であることを常に強く意識し、管理運営している。	民間事業者が有するノウハウを最大限に活用し、効率的な管理運営に努めている。	指定管理者の努力により良好な管理水準が維持されている。 自動草刈り機の活用や安全対策の実施など、維持管理の効率化・改善が図られている。 地域住民や関係団体との連携により、良好な施設環境が維持されている。
施設の管理運営の課題	当施設は敷地面積が広く、夏場の草刈りは負担が大きい作業となる。施設の設置目的からも環境整備は最重要であると捉え、弊社による実施を基本としつつ、地域との協働や専門事業者への作業委託による活動を総合的に計画し継続的に行っていく。	駐車場を含み、管理範囲が広いことから、限られた予算及び人員体制での管理運営は厳しいと思われるが、地域や市の関係課とも連携し、課題解決に臨んでいただきたい。	草刈りや清掃活動が地域住民の協力に支えられている部分が大きい。担い手の高齢化が進む中で、特定地域に偏らない維持管理の仕組みづくりが求められる。